

賃貸借契約書（案）

- 1 賃貸借物件 L 3 スイッチ一式
- 2 賃貸借期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日
- 3 契約金額 ￥ ー（うち消費税額 ￥ ー）

内訳

令和 7 年度	￥	ー	（月額 ￥ ー）
令和 8 年度	￥	ー	（月額 ￥ ー）
令和 9 年度	￥	ー	（月額 ￥ ー）
令和 1 0 年度	￥	ー	（月額 ￥ ー）
令和 1 1 年度	￥	ー	（月額 ￥ ー）
令和 1 2 年度	￥	ー	（月額 ￥ ー）

4 契約保証金

上記の賃貸借契約について、大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、
次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、乙が所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第 2 条 契約対象となる機器の明細及び納入場所は、別に定める「仕様書」のとおりとする。

（賃貸借料の支払い）

第 3 条 賃貸借料の月額、 円（うち消費税 円）とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となる場合は、一月を 3 0 日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃貸借料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から起算して 3 0 日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

（管理義務）

第 4 条 甲は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（通知義務）

第 5 条 甲は、賃貸借物件について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(権利の移転)

第6条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守)

第7条 乙は、賃貸借物件の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

2 乙は、システムの故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

(保守方法)

第8条 前条に定める措置の方法は、別に定める「仕様書」のとおりとする。

(指定業務の委託)

第9条 乙は、賃貸借物件の保守、回収・データ消去に関する業務を入札前に甲に提出し承認を受けた業務提携者に委託することができる。この場合、本賃貸借契約書第6条及び第7条の規定は委託業者にも適用されるので、委託業者に対し当該規定の周知徹底を図ること。

2 乙は、前項に規定する委託業者を変更してはならない。ただし、合理的な理由があり、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りではない。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙自身または本賃貸借契約書第9条に規定する業者が本賃貸借契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

(2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、本契約を履行することができなくなったとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項第1号により本契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(回収)

第12条 賃貸借期間の満了又は契約解除の場合は、乙の負担（費用負担を含む。）により賃貸借物件を回収するものとする。

(協議)

第 1 3 条 本契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(特約事項)

第 1 4 条 本契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲 大分県大分市大手町 3 － 1 － 1
 大分県
 大分県知事 佐藤 樹一郎

乙